

第4章 美化推進事業

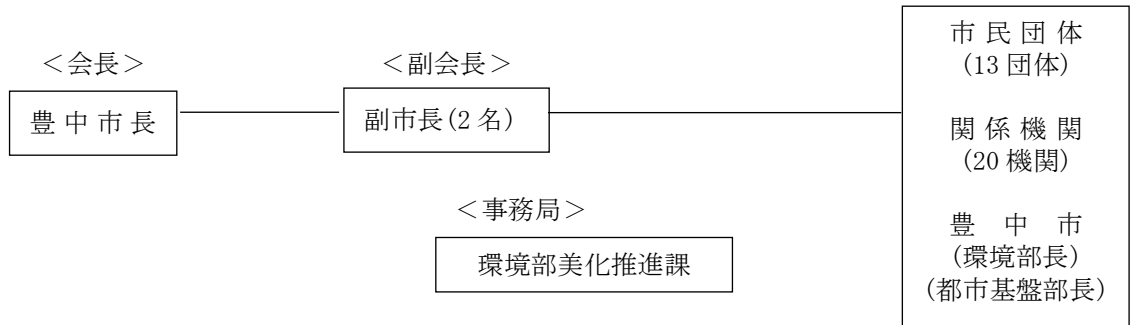
1. まちを美しくする運動機構	
(1) 推進体制	4-3
(2) 組織の流れ	4-3
(3) 連絡会議会員（参画団体）	4-4
2. まちを美しくする運動の取組み	
(1) 美化啓発行事	4-4
(2) 子ども環境美化学習	4-4
(3) 美化推進道路	4-5
(4) 違法屋外広告物対策	4-5
(5) 犬ふんの放置対策	4-7
(6) 地域の美化活動	4-7
(7) 広報誌（広報とよなかによる美化啓発の掲載）	4-8
(8) 不法投棄対策及び青色防犯パトロール	4-8
(9) 空き地の適正な管理	4-9
(10) 回収容器の設置及び管理	4-9
3. 事業別実施状況	
(1) 美化啓発行事活動実施一覧	4-10
(2) 空き地管理指導	4-11
4. 「美しいまちづくりの推進に関する条例」の概要及び施策	
(1) 条例の基本的な考え方	4-12
(2) 条例の概要	4-12
5. 美化推進重点地区	
(1) 散乱ごみ調査	4-13
(2) 指導・啓発	4-14
(3) 地域との連携	4-14
(4) 令和4年度(2022年度)実施状況	4-14
6. まち美化活動協定	4-14
7. 「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する 条例」の施策	
(1) 条例の目的	4-15
(2) 条例の内容	4-15
(3) 路上喫煙禁止区域	4-15
(4) 屋外分煙所の維持管理	4-15
(5) 条例の周知啓発	4-15

1. まちを美しくする運動機構

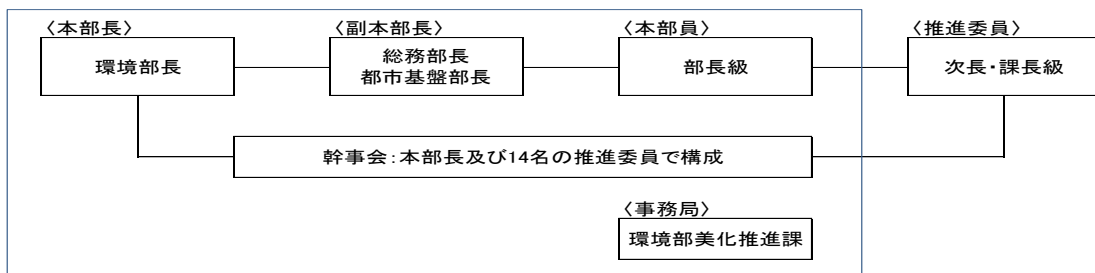
地域のまちを美しくする意識が高まり、あわせて昭和 55 年(1980 年)に市民団体の陳情を受けて、美化プロジェクトチームを発足。昭和 57 年(1982 年)から推進本部及び連絡会議を設置し、まちを美しくする運動を推進している。

(1) 推進体制 (令和 5 年(2023 年)4 月 1 日現在)

① 豊中市まちを美しくする運動連絡会議 (昭和 57 年(1982 年)9 月 21 日設置)



② 豊中市まちを美しくする運動推進本部 (昭和 57 年(1982 年)9 月 21 日設置)



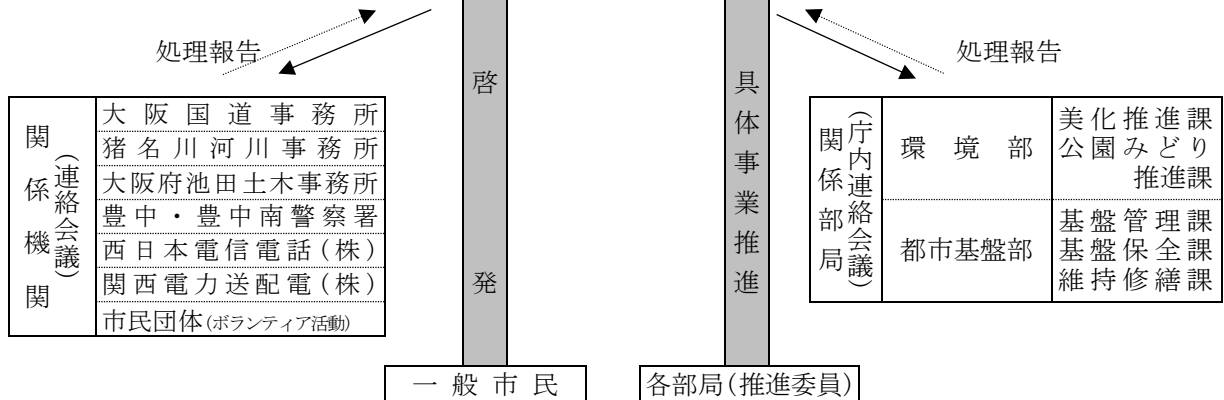
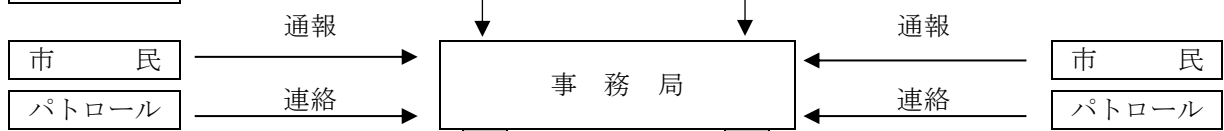
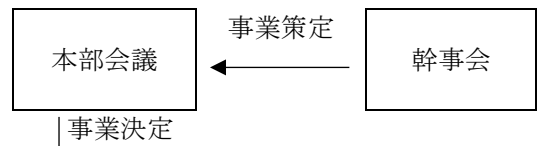
(環境月間、環境美化月間(環境衛生週間)行事については、全庁的体制で実施)

(2) 組織の流れ (令和 5 年(2023 年)4 月 1 日現在)

(豊中市まちを美しくする運動連絡会議)



(豊中市まちを美しくする運動推進本部)



(3) 連絡会議会員(参画団体)

<参加市民団体>

1. 豊中市PTA連合協議会
2. 豊中商工会議所
3. 豊中青年会議所
4. 豊中ライオンズクラブ
5. 豊中中央ライオンズクラブ
6. 豊中南ライオンズクラブ
7. 豊中北ライオンズクラブ
8. 豊中千里ライオンズクラブ
9. 豊中ロータリークラブ
10. 豊中南ロータリークラブ
11. 豊中千里ロータリークラブ
12. 豊中市老人クラブ連合会
13. 連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会

<関係機関>

1. 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
2. 国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所
3. 国土交通省大阪航空局大阪空港事務所
4. 豊中警察署
5. 豊中南警察署
6. 大阪府池田土木事務所
7. 大阪府西大阪治水事務所
8. 服部緑地指定管理グループ服部緑地管理事務所
9. 西日本電信電話(株)大阪支店
10. 西日本高速道路(株)関西支社大阪高速道路事務所
11. 阪神高速道路(株)
12. 関西電力送配電(株)大阪支社
13. 阪急電鉄(株)
14. 北大阪急行電鉄(株)
15. 大阪モノレール(株)
16. 阪急バス(株)
17. 日本郵便(株)豊中南郵便局
18. 日本郵便(株)豊中郵便局
19. (公社)全日本不動産協会北大阪支部
20. 大阪府宅地建物取引業協会北摂支部
21. 豊中市

2. まちを美しくする運動の取組み

(1) 美化啓発行事

国の環境月間(6月の第4木曜日)と府の環境美化月間(9月の第2木曜日、環境衛生週間9月24日～10月1日)に、各種市民団体及び関係機関等の協力を得て、啓発活動及び清掃活動を実施している。

[美化推進標語: クリーンとよなか 投げない、捨てない、汚さない]

(注) 昭和56年度(1981年度)から実施

令和4年度(2022年度)の実施状況

- ① 環境月間 (令和4年(2022年)6月)
・【クリーンアップ・アクアトピア(天竺川清掃)】6/23
- ② 環境美化月間 (令和4年(2022年)9月)
・【クリーンアップ・アクアトピア(天竺川清掃)】9/8

(2) 子ども環境美化学習

幼児・小・中学生を対象に各種作品を募集し、入選作品のレプリカを作製。また、入選作品をホームページに掲載し、「とよなか環境TV」で紹介している。さらに、就学前の幼児に対しては、出前講座を実施している。

① 幼児図画「みんなでまちをうつくしく」募集

公立認定こども園、認定こども園、私立幼稚園、民間保育所の幼児を対象として募集している。

② 美化ポスター募集

小中学校の児童・生徒を対象として募集している。また、小・中学生の最優秀作品各1点を広報誌やホームページに掲載し、ごみ収集車両にラッピングシールを貼付している。

幼児図画応募状況

年度	応募園	応募数
平成30年度	19園	832点
令和元年度	21園	879点
令和2年度	16園	482点
令和3年度	20園	744点
令和4年度	15園	515点

美化ポスター応募状況

年度	小学校	中学校	合計
平成30年度	503点	132点	635点
令和元年度	650点	215点	865点
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
令和3年度	322点	280点	602点
令和4年度	427点	10点	437点

③ 幼少期から始める美化清掃活動(愛称：まちびかキッズクラブ)の実施

幼少期から、まちの美化を意識し、自らが清掃に関わる力を身につけることを目的として、出前講座と清掃活動を実施。

- ・実施数 認定こども園3園 (令和4年度(2022年度)実績)

(3) 美化推進道路

「まちの美化は、まず道路から」という発想と市民要望等に基づき、下記路線を生活関連幹線道路と位置付け、昭和57年(1982年)9月に美化推進道路に指定し、清掃活動を実施している。また、まちの美化を推進することを目的として、地域清掃活動者やアダプト活動団体と市が協働している。

① 豊中市美化推進道路 (令和5年(2023年)4月1日現在)

- <府道> ア. 豊中亀岡線(市道曾根箕面線)(5.8km)
- <市道> ア. 神崎刀根山線(9.6km)
- イ. 曾根服部緑地線(3.0km)
- ウ. 勝部寺内線(5.9km)
- エ. 松葉通り唐川線(0.7km)
- オ. 野田小曾根線(1.0km)
- カ. 大阪国際空港線(1.1km)

<美化推進道路図>



② パトロール活動

まちを美しくするため、定期的にパトロールを実施している。

また、違法簡易広告物、不法投棄、散乱ごみ等、まちの美観を損なうものについては、担当部局及び関係機関に連絡し、迅速に処理している。

- ア 庁内連絡会議(月1回開催 環境部・都市基盤部)
- イ 美化推進道路のパトロールと清掃

(4) 違法屋外広告物対策

違法屋外広告物のない美しいまちをめざし、美化推進道路や駅周辺を含めた市内全域を対象に撤去活動(簡易除却)を行っている。

① 違法屋外広告物に関する事務

公共施設に無断で取り付けられる主な違法屋外広告物は、比較的簡易な電柱ビラと言われるものや捨看板類で、これらの一掃をめざすため、撤去及び啓発活動を進めた。また、平成16年(2004年)2月から住民参加の違法な広告物の撤去制度である「とよなか美はり番(違法簡易広告物追放推進団体制度)」を

開始した。

なお、平成 24 年度(2012 年度)から中核市移行に伴い、「豊中市屋外広告物条例」(平成 23 年(2011 年)12 月 21 日公布 条例 52)が施行され、それに基づき簡易除却(第 22 条～24 条)及び保管と処分(「豊中市屋外広告物条例施行規則」規則 5 第 20 条)を実施した。

1) 撤去活動

市の推進体制にあわせて環境部で従来から撤去活動を行っている。

平成 8 年度(1996 年度)から新たに違法屋外広告物防止対策の強化を図るため、国道、府道、市道の管理者の参加を得て、全市一斉撤去活動に取り組み、快適な環境の保全に努めている。

2) 啓発活動

公共物などに違法に掲出された屋外広告物の掲出改善指導(違法屋外広告物に、違法啓発シールを貼るなど)及び撤去活動を連絡会議、不動産関係違法屋外広告物撤去対策協議会と合同(関係機関体制)で実施している。

<実施内容>

違法屋外広告物掲出改善指導及び撤去活動

3) 不動産関係違法屋外広告物撤去対策協議会設置

昭和 63 年(1988 年)4 月 1 日、大阪府宅地建物取引業協会豊中市支部(現:北摂支部)と、豊中市が市内の違法屋外広告物(不動産関係を中心に)の一掃と秩序ある屋外広告物の掲出をめざすため設立した。その後、平成 12 年(2000 年)3 月 7 日に全日本不動産協会北大阪支部が加入。

4) とよなか美はり番(違法簡易広告物追放推進団体制度)

豊中市が行う違法簡易広告物の除却を地域団体等に任せ、地域に密着した市民・事業者の団体と行政のパートナーシップに基づき、まちの美観向上と道路交通に障害となる違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進するため、平成 15 年度(2003 年度)に創設。募集は広報 7 月号から開始し、平成 16 年(2004 年)2 月 13 日には制度の発足式を行った。

令和 4 年度(2022 年度)末現在…7 団体、265 名が登録し活動を実施している。

○推進団体の募集

- ・推進団体…市内に居住または勤務する個人または事務所を有する法人により構成された団体
- ・募集方法…広報誌等を通じて募集
- ・申込方法…申込書、規約等書類、名簿、活動区域の図面
- ・認定期間…2 年間(更新可)

○推進員の役割

- ・推進員の登録…団体が推薦する活動員(任期 2 年・更新可)を推進員として登録
- ・推進員の義務…講習会受講と所属団体の活動員の指導

○行政と団体の役割

- ・行政の役割…推進員登録証・腕章の交付、用具の貸出、広告物の受取と処理(周知・保管・処分)、傷害保険加入
- ・団体の役割…計画書に基づく活動区域での除却活動、活動ごとの実績報告書を提出

② 行政が実施する撤去の体制

昭和 62 年(1987 年)5 月から違法広告物の撤去活動を実施している。

平成 24 年度(2012 年度)から中核市移行に伴い、「豊中市屋外広告物条例」が施行された。

令和 4 年度(2022 年度)は、軽ダンプ車 4 台を配置し、撤去活動を実施している。

③ 撤去数の推移

(単位：枚)

年度	はり紙	はり札等	立看板等	広告旗	合計
平成30年度	312	535	13	0	860
令和元年度	294	381	2	1	678
令和2年度	17	402	2	1	422
令和3年度	8	127	0	0	135
令和4年度	42	47	0	0	89

(5) 犬ふんの放置対策

犬ふん放置については、啓発看板を設置するなどの啓発強化に努めるとともに、市民からの要望があれば、啓発看板の貸出し、啓発チラシの配布なども行っている。また、放置された犬ふんの周囲をチョークで囲むことで、飼い主に意識付けを促す「犬ふんチョーク作戦」を普及することにより、犬ふん放置を無くす取組みを行っている。

(6) 地域の美化活動

① アダプトシステム制度の推進

アダプト(ADOPT)とは、「養子縁組をする」という意味。市民が自ら住んでいる地域を美しくしようとする取組みを行政とのパートナーシップにより支援し、地域に暮らす「市民」「事業者」を里親として、地域の公共の場をわが子のように愛情をもって育てることを基本とした制度である。

その特長は、市民・事業者の団体と市が覚書を取り交わし、美化清掃活動の区域や回数、両者の役割を明記する。また、大阪府の「アダプトロード」「アダプトリバー」とも連携し、まちの美化を推進している。令和4年度(2022年度)末現在…26団体が活動を実施している。

1) 市民・事業者の役割

- ・一定の範囲を覚書に基づき美化清掃する(無償)
- ・活動ごとに「活動報告」を提出する

2) 市の役割

- ・清掃用具の提供
- ・ごみ収集
- ・アダプトサインボードの掲出
- ・傷害保険加入



② 地域美化活動への支援

地域住民による個人・団体などの自発的な地域美化活動を支援するため、ごみ袋配布とその収集にあわせ、清掃用具の提供・貸出と行事への参加案内などの働きかけを行うなどして、美化推進の向上を図っている。

1) 地域清掃ごみ処理件数

区分		市回収(件)	委託回収(件)
団体	自治会	125	551
	老人クラブ	75	333
	その他個人・団体	1,388	1,189
合計		1,588	2,073

2) 地域清掃功労者への感謝状の贈呈

長年にわたり、率先して公共の場所を清掃し、また、地域で啓発の実践的役割を担っていただいている個人・団体を対象に感謝状を贈呈している。

令和4年度(2022年度)…個人1人・1団体

③ わがまちクリーン大作戦の実施(11/27)

・参加団体数 61 団体

・参加人数 1,356 人

(7) 広報誌(広報とよなかによる美化啓発の掲載)

各事業記事のほか、美化啓発事業や各団体等の地域清掃活動をホームページ「美美つとよなか」に掲載し、PRを行っている。

(8) 不法投棄対策及び青色防犯パトロール

まちを美しくする運動として、庁内の実践部局(環境部・都市基盤部)が連携して、不法投棄の処理と防止にあたり、常習場所については地域と協働した防止対策を行っている。

また、不法投棄された処理困難物については、効率的な処理を図るため、庁内連絡会議で統一した処理を行うとともに、都市基盤部が運用する位置情報付き通報アプリ「まちカメくん」の改修に伴い、道路上の不法投棄物を迅速に回収している。

あわせて、不法投棄防止パトロールを兼ねて、街頭犯罪の抑止、子どもの安全・安心を守るため、市内小学校区において、「青色防犯パトロール」と音声による啓発を実施している。

① 処理体制

軽ダンプ車4台、2トンダンプ車2台、2トンプレス車1台の車両を配置し、不法投棄物・散乱ごみの処理及びパトロールを実施するとともに、警察と連携を図り投棄者の検挙・指導を行っている。また、不法投棄多発場所に不法投棄禁止看板や防止カメラを設置している。

(令和4年度(2022年度)末現在：4ヶ所5台設置)



② 処理量

(単位：kg)

年 度	日 常 活 動				通 報 (苦 情) 処 理			
	件 数 (件)	可燃物	不燃物	合 計	件 数 (件)	可燃物	不燃物	合 計
平成 30 年度	472	2,490	3,910	6,400	241	2,860	2,610	5,470
令和元年度	241	1,690	2,410	4,100	247	2,160	2,820	4,980
令和 2 年度	258	1,470	2,150	3,620	259	3,220	3,350	6,570
令和 3 年度	153	1,040	1,310	2,350	262	3,020	2,920	5,940
令和 4 年度	119	1,370	850	2,220	213	2,150	2,130	4,280

③ 廃家電 4 品目不法投棄の状況

(単位：台)

年 度	不法投棄数	品目別不法投棄台数			
		テレビ	冷凍 冷蔵庫	エアコン	洗濯機 衣類乾燥機
平成 30 年度	100	62	30	0	8
令和元年度	70	40	22	1	7
令和 2 年度	63	47	8	1	7
令和 3 年度	38	29	7	0	2
令和 4 年度	38	19	11	1	7

(9) 空き地の適正な管理

市内の空き地(空き家の存する土地を含む)が周辺の生活環境を害さないよう、空き地の適正管理について指導を行っている。

- ① 雑草の除草及び低木の剪定
- ② 不法投棄の防止措置と自己処理

(10) 回収容器の設置及び管理

空き缶等の散乱の防止を図るため、自動販売機の回収容器を設置していない場所については、管理者に回収容器の設置、適正管理について指導を行っている。

3. 事業別実施状況

(1) 美化啓発行事活動実施一覧(注1)

区 分		環境月間					環境美化月間（環境衛生週間）				
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加人員 (人)	市民団体	432	—	—	—	11	191	—	—	—	16
	市職員	55	—	—	—	10	92	—	—	—	10
	関係機関	16	—	—	—	6	52	—	—	—	9
	許可業者関係	5	—	—	—	—	11	—	—	—	—
	一般参加等	6,070	—	—	—	—	5,143	—	—	—	—
	合計	6,578	—	—	—	27	5,489	—	—	—	35
違法簡易広告物除却活動（枚）		—	11	—	—	—	50	46	—	—	—
水路・河川清掃活動ごみ量（kg）		—	—	—	—	30	—	410	—	—	20
クリーンランド道清掃活動ごみ量（kg）		2,050	940	—	—	—	—	350	—	—	—
そ の 他		大阪府北部地震により駅周辺清掃活動及び天竺川清掃中止	G20大阪サミットによる交通規制の影響を考慮して、駅周辺の清掃活動及び天竺川清掃を中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	クリーンランド道清掃を休止し、天竺川清掃のみを実施	台風第21号により天竺川清掃及びクリーンランド道清掃中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	クリーンランド道清掃を休止し、天竺川清掃のみを実施	

*令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、中止している。

*令和2年度（2020年度）より、クリーンランド道清掃活動、違法屋外広告物合同撤去活動は休止している。

(注1) 美化キャンペーンは、昭和56年度(1981年度)から実施。平成11年(1999年)から環境月間(6月)は啓発活動及び清掃活動を実施している。環境美化月間(9月)は駅周辺での啓発・清掃活動を廃止し、違法屋外広告物合同撤去活動に切り替えて実施

平成23年度(2011年度)から、啓発グッズを花の種からティッシュに変更し配布。迷惑駐車追放ピラ活動を11月の重点地区強化月間の放置自転車撤去活動に変更して実施

平成25年度(2013年度)から、6月の啓発行事を第3木曜日から第4木曜日に変更

(2) 空き地管理指導

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要望件数 (件)	65	79	84	111	118
改善件数 (件)	57	72	73	106	113
改善率 (%)	87.69	91.14	86.90	95.50	95.76

<事業別取組経過>

① 美化啓発行事「環境月間(旧環境週間)、環境美化月間(旧環境衛生週間)」

昭和 61 年度(1986 年度)から 環境週間においては、美化推進道路(市道 2 路線)の清掃実施

平成 2 年度(1990 年度)から 環境週間から迷惑駐車追放運動実施

平成 2 年度(1990 年度)から 環境衛生週間から、天竺川清掃活動実施

平成 5 年度(1993 年度)から 豊中市伊丹市クリーンランド道清掃実施

② その他

1) 環境美化功労者へ感謝状の贈呈

公共の場所を 3 年以上継続して環境美化に努めている団体や個人を対象として表彰している

年 度	個人数	団体数
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	2
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	1	1
令和 4 年度	1	1

2) 美化啓発表示板(クリーンガイド)の設置

昭和 60 年度(1985 年度)不法投棄防止用：市内 10 か所、散乱ごみ防止用：市内 14 か所

平成 26 年度(2014 年度)に散乱ごみ防止用表示板の取替え実施(14 か所)

平成 27 年度(2015 年度)に不法投棄防止用表示板の取替え実施(3 か所)

令和 4 年度(2022 年度)に散乱ごみ防止用表示板の取替え実施(12 か所)

3) 犬ふん放置啓発看板貸出数

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	132	121	179	142	167
設 置 数	267	284	349	255	327

4. 「美しいまちづくりの推進に関する条例」の概要及び施策

(1) 条例の基本的な考え方

まちを汚す行為を「しない人づくり」「しにくい地域づくり」と所有者等による空き地の適正管理を促進する。

(2) 条例の概要

① 対象

- ア) 吸い殻等・空き缶等のポイ捨て
- イ) 犬ふんの放置
- ウ) まちの美観を阻害する屋外広告物の表示等
- エ) 空き地の適正管理

② 目的

ア)からウ)を防止し、エ)を促進することにより市、市民、事業者、団体が一体となって美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境の向上を図る。

③ 役割分担

(●義務 ○努力義務)

- < 市 > ●意識の啓発
 - 市民等が行う美化活動の用具給付等の必要な措置
 - 美化活動を行う市民等との相互の連携・調整
- < 市民等 > ●市の施策への協力
 - 意識の向上、地域で協力した美化活動に努める
 - 遵守事項(持ち帰り、適正な容器等への収納、犬ふん収集用具携帯等)
- < 事業者 > ●屋外広告物の表示等(屋外広告物関係法令の遵守、まちの美観に配慮)
 - 市の施策への協力
 - 従業員の意識啓発、事業所周辺等での美化活動
 - ア)の防止のため消費者に対する意識啓発、回収容器設置等の措置
 - イ)の防止のため飼主の意識啓発
- < 団体 > ●市の施策への協力
 - 構成員の意識啓発、美化活動

④ 禁止行為 公共の場所でのポイ捨て、犬ふんの放置

⑤ 回収容器の設置・適正管理

ポイ捨てによるごみ散乱防止のため自販機設置者等に対し、回収容器の設置・適正管理を義務付けている。違反者に対して、勧告・公表することがある。

⑥ まち美化活動協定

- ・市民等・事業者・団体がア)からウ)を防止し、美しいまちづくりを推進するため、一定区域内で美化活動(清掃・啓発)に関する協定を締結。
- ・認定要件…一つの丁目以上の区域内に居住又は活動する住民や事業者の過半数の同意に基づき、3年以上の活動を行うこと。
- ・市長は美化活動の用具の貸与及び啓発活動に係る費用の全額(最大10万円)を助成する。

⑦ 美化推進重点地区

- ・市長が美化推進施策を重点的に実施する区域を指定⇒禁止行為者に対し措置命令することができる。
- ・違反者に過料(2万円以下)を科すことができる。
- ・ア)からウ)を防止に関する意識啓発・指導・ごみ回収等、美化活動を行う市民との連携強化等の施策を重点的に実施。
- ・高い啓発効果の見込まれる地区で効果的に施策展開。

⑧ 顕彰

市長は美しいまちづくりの推進に特に貢献した市民、事業者、団体の活動を顕彰することができる。

⑨ 空き地の適正管理

- ・所有者等は除草、不法投棄物の除去、不法投棄防止の措置を講じなければならない。
- ・委託先のあっせん制度…所有者等が自ら除草できないときは委託先をあっせんすることができる。

⑩ 関係機関との協力

条例第16条に基づき公共の場所の管理者又は関係機関に対し散乱ごみ・犬ふんの回収、違法屋外広告物の除却等を要請して美化を推進する。

5. 美化推進重点地区

平成17年(2005年)11月21日に豊中駅周辺と庄内駅周辺を美化推進重点地区に指定

平成23年(2011年)4月1日に千里中央駅周辺を美化推進重点地区に指定

(1) 散乱ごみ調査

重点地区に指定した各駅において、4から5路線を選定し定期的に散乱ごみ調査を行っている。また、11月の強化月間にあわせ市内11駅の各駅周辺の散乱ごみ調査も実施している。

駅周辺における100㎡あたりのごみの量

(単位：個/100㎡)

駅名	年度	平成17年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
千里中央駅周辺		80.2	1.8	1.0	0.6	1.4	1.2
桃山台駅周辺		—	2.1	1.4	1.0	0.9	0.9
緑地公園駅周辺		25.8	2.8	1.7	1.1	2.2	0.9
蛍池駅周辺		21.5	4.9	2.0	1.7	3.0	2.2
豊中駅周辺		27.5	0.9	1.0	0.5	0.8	0.6
岡町駅周辺		13.3	1.4	1.1	1.0	0.8	0.4
曾根駅周辺		30.8	2.1	1.3	1.8	1.3	0.9
服部天神駅周辺		46.5	3.4	3.0	2.5	2.0	1.7
庄内駅周辺		68.8	2.3	2.1	2.5	2.9	1.3
少路駅周辺		—	1.4	0.8	1.9	1.3	0.5
柴原阪大前駅周辺		—	2.0	1.6	0.8	0.5	0.4

(2) 指導・啓発

週3回の清掃活動とあわせて、路上喫煙対策推進事業との整合性を図り、喫煙マナーの向上PRや指導を実施している。

(3) 地域との連携

美化推進重点地区内の市民や事業者へ清掃・啓発等を協力し、美しいまちづくりの仕組みづくりを進めている。

(4) 令和4年度(2022年度)実施状況

① 啓発活動 3地区：延べ93回 *美化推進重点地区と路上喫煙禁止区域を重複実施

② 美化清掃 3地区：延べ141回

③ 強化月間(令和4年(2022年)11月)での取り組み

- ・強化月間中の啓発指導回数…11回
- ・強化月間キャンペーン参加人数…63人(11/18 庄内駅、11/22 豊中駅、11/24 千里中央駅)

<美化推進重点地区啓発活動の様子>



<千里中央駅周辺での啓発活動>



<豊中駅周辺での啓発活動参加者>

6. まち美化活動協定

丁目単位を面積要件に、その地域内に居住・活動される世帯・店舗・事業者を人的単位とし、その過半数により支持された協定を地域ぐるみで実践する制度。

(協定の例) 自宅前の清掃、不法投棄の通報等

(令和4年度(2022年度)末の協定締結状況)

7 団体：服部西四町会	(不法投棄対策や防犯活動)
利倉西自治会連合会	(不法投棄対策や美化活動)
三和自治会	(不法投棄対策や防犯活動)
城山町2丁目自治会	(不法投棄対策や防犯活動)
栗ヶ丘自治会	(不法投棄対策や防犯活動)
夕日丘1丁目自治会	(不法投棄対策や防犯活動)
新千里東町地域自治協議会	(不法投棄対策や防犯活動)

7. 「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例」の施策

(1) 条例の目的

市民等の身体、健康及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境の確保に寄与すること。

(2) 条例の内容

- ① 駅周辺、公園、屋外競技場の禁煙
- ② 屋外喫煙所の整備
- ③ 禁煙支援

(3) 路上喫煙禁止区域

- ・平成 24 年(2012 年)10 月 1 日 豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- ・平成 26 年(2014 年)3 月 20 日 千里中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- ・平成 27 年(2015 年)10 月 1 日 庄内駅周辺(東側)を路上喫煙禁止区域に指定
- ・平成 29 年(2017 年)12 月 11 日 庄内駅周辺(西側)を路上喫煙禁止区域に指定
- ・令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日 服部天神駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 曾根駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 岡町駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 蛍池駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 柴原阪大前駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 少路駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 桃山台駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
- 〃 緑地公園駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定

(4) 屋外分煙所の維持管理 *令和 5 年(2023 年)3 月末時点

庄内駅周辺、服部天神駅周辺、曾根駅周辺、岡町駅周辺、豊中駅周辺、蛍池駅周辺、柴原阪大前駅周辺、少路駅周辺、千里中央駅周辺、桃山台駅周辺、緑地公園駅周辺

(5) 条例の周知啓発

「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例」にともない、路上喫煙禁止区域(11 駅)で劣化した場所や周知が必要な場所への周知用路面標示シールの貼付と周知啓発看板の取替えや掲出を実施した。あわせて、路上喫煙禁止区域内における啓発活動も実施した。



<路上喫煙禁止区域周知用路面標示シール>

